

改正 2015年5月22日規約第14—102号の2 2019年5月10日規約第19—15号の18
2020年12月22日規約第20—50号の1

（目的）

第1条 この規程は、早稲田大学（以下「大学」という。）の教職員等が大学における研究等の成果として作製した成果有体物の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、成果有体物の適正な管理運用および学術・産業上の利用促進ならびに学外機関との円滑な研究協力および研究促進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 教職員等 次に掲げる者をいう。

ア 大学の専任教職員および特任教授

イ 任期付教員、助手、研究員、客員教員、研究助手、特任研究教授、その他の教職員（派遣契約その他の契約に基づき本学の業務に従事する派遣従業員、臨時雇用および契約職員を含む。）ならびに大学との間で職務発明等について契約を交わしている招聘研究員、招聘研究教授および学生

ウ その他大学との間で職務発明等について契約を交わしている者

二 成果有体物 学術的価値または財産的価値のある材料および試料（試薬、新材料、土壌、岩石、植物新品種、実験動物、細胞株、微生物株、ウイルス株、核酸、タンパク質等の生体成分および当該物の誘導体等ならびにそれらを含む固形物、溶液、体液等をいう。）、化学物質、試作品、モデル品等ならびに関連する情報を記録した紙その他の媒体等であって次のいずれかに該当するものをいう。ただし、論文、講演その他の著作物に関するものを除く。

ア 研究等の際に創作または取得されたものであって、研究等の目的を達成したことを示すもの。

イ 研究等の際に創作または取得されたものであって、アに定めるものを得るために利用されるもの。

ウ アまたはイに定めるものを創作または取得する際に派生して創作または取得されたもの。

三 作製 成果有体物の創作または抽出をいう。

四 作製者 教職員等として成果有体物の作製またはその指導を行った者をいう。

五 提供 成果有体物を学外機関において使用させるために譲渡または貸与することをいう。ただし、分析依頼のための譲渡または貸与および特許出願前の生物寄託を除く。

六 受領 成果有体物を学外機関から譲渡、借入等により大学または教職員等の管理下におくことをいう。

（権利の帰属）

第3条 教職員等が、職務上、学外から獲得した研究資金もしくは大学の予算を使用しまたは大学の設備施設などを利用するなどの支援を受けて作製した成果有体物の所有権その他の権利は、特に定めがある場合を除き大学に帰属する。成果有体物を一部改変したものについても同様とする。

（管理）

第4条 教職員等は、成果有体物を関係法令等の定める管理方法により適切に管理するとともに、権利関係、管理状況等を適切に記録するものとする。

（学外提供等の承認）

第5条 教職員等は、次の各号に定める場合は、大学の承認を得なければならない。

一 成果有体物を学外機関に提供しようとする場合（国内の学術機関に無償で提供する場合および当該提供に関し、共同研究契約、受託研究契約等で別に定めがある場合を除く。）

二 教職員等が退職、卒業、修了または退学し、成果有体物を学外に持ち出す場合

三 その他リサーチイノベーションセンター統括所長が必要と認めた場合

2 大学は、前項の承認をした成果有体物の権利関係、管理状況等を適切に記録するものとする。
(提供または受領の禁止)

第6条 大学は、成果有体物の提供または受領が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該提供または受領を禁止するものとする。

一 法令、条約、国の定める倫理指針等に違反する場合

二 学外機関等との学術研究提携等に関する規則（1990年5月29日規約第90—15号の1）第1条に規定するガイドラインに反する場合

三 学外機関との契約において、成果有体物を第三者に提供することまたは第三者から受領することが禁止されている場合

四 その他リサーチイノベーションセンター統括所長が提供または受領を禁止した場合
(対価の配分)

第7条 大学は、成果有体物を学外機関に提供することにより収入を得たときは、その総額に対する一般管理費を受け入れ、一般管理費を除いた残額を研究費として作製者に配分する。

(成果有体物提供契約)

第8条 大学は、成果有体物を学外機関に提供するときは、成果有体物提供契約書を締結するものとする。

(事務局)

第9条 成果有体物の取扱いに関する事務は、リサーチイノベーションセンターが行う。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、成果有体物の取扱いに関し必要な事項は、リサーチイノベーションセンター統括所長が定めるものとする。

附 則

この規程は、2013年4月1日から施行する。

附 則（2015年5月22日規約第14—102号の2）

この規程は、2015年5月22日から施行する。

附 則（2019年5月10日規約第19—15号の18）

この規程は、2019年6月1日から施行する。

附 則〔整理〕（2020年12月22日規約第20—50号の1）

この規則は、2021年1月1日から施行する。